

【論文】

イギリス家族政策の動向

厚生省大臣官房企画官 井上恒男

要旨

イギリスでは、離婚の増大等によって片親家庭の児童が8人に1人を越えるなど、児童の養育基盤である家庭が不安定になっている。両親の不和や葛藤の中で子供が犠牲となり、児童虐待事件としてマスコミを騒がせるケースも散発している。

児童の保護は、地方公共団体社会福祉部局によるソーシャルワークをベースとしたケア及びそれを裏付ける裁判所によるケアの命令によって主として行われているが、家族関係の複雑化に行政が追いつかず、児童虐待問題への対応に苦慮しているのが実態である。ある時は児童の保護が手遅れになって虐待を防げず、またある時は親の権利を行政が不当に妨害しているとの非難を受けるなど、特に社会福祉部局に対する風当たりは強く、また、ジャスミン事件とクリーブランド事件によってソーシャルワーカーはその専門性を問われているといっても過言ではない。

この両事件を契機に、イギリス保健社会保障省は、親にも情報提供と対抗措置を認めつつ社会福祉部局及び裁判所が必要な時に速やかな措置をとることができるよう、児童保護法規の大幅な見直しを行った。また、児童虐待ケースに対するソーシャルワークについても、ガイドラ

インの整備を進めている。

1 はじめに

家庭政策 (family policy) という場合の「家族」(family)とは、通常英語では核家族を意味する。イギリスで Do you have a family? と聞かれたら、「お子さんはいますか?」という質問で、family という言葉には子供が連想される。このように、家族は、一対の男女とその子供を含む集合体の概念であるが、老親のことは念頭にない。という、三世代家族を理想とする我が国から見ると極めて情愛の薄い家族関係を想像してしまいが、老親との往来は思いの他頻繁である。イギリスの場合、子育ての第1のモットーは「親からの自立」であって、その結果として子供は早い時期に両親から離れ家を出るが、成長し結婚した子供「家族」と老親「家族」とは、「個人主義」の考えの下に結構うまくつきあっている。

さて、サッチャー首相が政権に就いてから10年になろうとしている。「小さな政府」を標榜する彼女は、民間セクターや個人の国家への依存を排し、その自立自助を重視しているが、これはとりもなおさず、個人の生活及び経済の単位である家族、家庭の重視につながる考え方である。その政策的事例としては、ベバレッジ改

革以来と自認する社会保障の大改革の中で、児童を抱える勤労世帯の貧困問題、いわゆる working poor にも大きな焦点を当て、世帯所得補足給付廃止、家族給付金創設等の改革を行ったことがあげられよう(88年4月から実施¹⁾)。家族政策は、所得保障施策以外にも男女平等(雇用機会や賃金、税法等)、子供の教育、老人扶養の問題等外延は広いが、ここでは、近年イギリス人を憂慮させている大きな社会問題、つまり児童虐待問題の側面からイギリスの家族政策の動向を概観してみたい。

筆者は、84年7月から87年8月にかけてイギリスの日本大使館に勤務する機会を得たが、彼の地の偶居であるロンドンのブレント区でジャスミン事件が発生したこと、帰国直前の87年6月頃には、全く論点は逆であるが英国中部でのクリーブランド事件が大きく報道されていたこともあり、現在のイギリスは子供の「受難時代」であるかのような気がしたので、特にこの問題に的を絞って見たものである。

2 変化するイギリスの家庭

87年版「*Social Trends 17*」²⁾の中で、オックスフォード大学のホールジー(A. H. Halsey)教授はイギリスの戦後40年の社会変化を分析し、その中でまず第1に、「家庭」、「経済」及び「国家」の関係(the division of labour)が大きく変化し、特に家庭の機能が揺らいでいることを指摘している。このことと児童虐待問題との間には様々な変数があり、短絡的な推論は禁物だが、児童の養育環境という意味での家庭の変化は重要な要因だと思われるので、88年版の「*Social Trends 18*」³⁾で適宜データを補足しつつ、イギリスの家庭をめぐる大きな変遷をま

ず整理してみたい。

(1) 女性の経済進出

職を持つ女性の比率は、51年の34%から85年には49%へと大きく増加した。特に結婚している女性の場合は、パートタイムが多いものの、同時期に22%から52%へと労働市場進出のスピードが著しい(UK全体)。元来イギリス社会では女性の発言力は強いが、男女の経済力の接近は一層女性の自立を促している。

(2) 初婚年齢の高齢化

男女間の社会経済的な力の接近、そして恐らくピルの解禁のような避妊技術の向上等により、結婚は遅らされる傾向にある。71年と86年の平均の初婚年齢を比較すると、女子は22.6歳から24.1歳へ、男子は24.6歳から26.3歳へと晩婚化している。また、初婚が20歳未満の女性の割合で見ると、61年の28.3%から86年の14.0%へと半減している。一方ではしかし同棲が増加し、86年には18~24歳の女性のうち9.1%は同棲中である(79年は4.5%。いずれも Great Britain, 以下省略して GB)。

(3) 児童数の減少

結婚後の出産も遅らされる傾向にある。結婚してから第1子出生までの期間をみると、71年の20か月から85年の28か月に延びている(England & Wales, 以下省略して EW)。女性の出生力指数という点でも、51年の2.16から85年の1.78へと下がっている。余談であるが、同棲の後結婚するのは、子供ができた場合、あるいは子供を産みたい、つまり、family を持ちたい場合が多い。

これらの変化に伴い、女性は家庭の中でも力

をつけてきているが、意識としては古い面も残っている。86年の意識調査⁴⁾によれば、5歳未満（イギリスの就学年齢は満5歳）の幼児を抱える夫婦の最も好ましい分業形態は「父親がフルタイムで働いて母親は家庭にいる」と答えた成人が76.3%を占めている。イギリスの多くの保育所では、母子家庭など真にやむなく働かざるをえない場合にしか入所を認められず、したがって、保育ママさんともいふべきチャイルド minderが多いのはこのためである。なお、同調査では、子供が10代の前半になると、「父親がフルタイム、母親はパートタイムで働く」という形態を好む者が60%と最も多くなっている。

(4) 離婚等の増加

イギリスの離婚率はEC諸国の中で最も高く、86年には結婚組数千件に対して12.9ポイントに達している(EW)。これについて10ポイントを超えているのはデンマークだけである(12.6, 85年)。もっとも、同棲後の離別のことも考慮に入れると、比較は難しい。離婚が多い反面再婚も多く、結婚のうち初婚者同士は、61年の86%から86年には65%に減り、他方再婚（一方が初婚でなく死別の場合も含む）はこの間倍増して35%となった。同様に、結婚件数のうち少なくとも一方が離婚経験者の割合は、9%から33%に増加した。また、離婚者同士の結婚も、5000人から4万8000人に増加している(UK)。しかし、離婚者がさらに離婚することも多く、どちらか一方の離婚経験があるものの離婚が離婚件数の23.2%を占めている(86年, EW)。

このように離婚が多いのは、制度的にその手続きが容易になっていることも一因としてあげられる。つまり、「1969年改正離婚法」(71年に

施行)によって破綻主義が採用されたこと、さらに「結婚及び家庭の手続きに関する1984年法」(Matrimonial and Family Proceedings Act 1984)により離婚手続きをとることのできる時期が、結婚後3年から1年に改められたことが少なからぬ影響を与えているといわれている。離婚の申立件数の推移でも、61年の3万2000件が71年には11万1000件と急増した、なお近年は毎年17~18万件であるが、85年は19万1000件に増加した(EW)。

「1969年改正離婚法」は、初めて別居を離婚申立理由として認めるとともに、5つの申立事由のうち少なくとも1つを挙げればよいこととしている。離婚の承認の70%以上は女性に与えられているが、妻側からの申立事由のはほぼ半数は夫の「不合理な行動」であり、夫側からは妻の「不貞」を挙げるケースが最も多い。

(5) 片親家庭の増加

このように離婚が増えると、両親の離婚を経験する子供の数も増えてくる。近年で最も多かったのは、78年と80年の16万3000人(16歳未満の児童数)で、86年の場合その32%は5歳未満である(EW, 図1参照)。離婚後2.5年以内には約3分の1が再婚すると推計されているが、全体としては必然的に片親家庭が増えてざるをえない。現に85年には扶養児童のうち13%、つまり8人に1人強が片親家庭の子供である(72年は8%, UK)。また、同棲の増加とともに婚姻外出生も増加し、その数は76年の6万1000人(出生数の9%)から86年の15万8000人(同21%)に増加している(UK)。もっとも、婚姻外出生のうち約3分の2は両親によって届けられており、法的な婚姻でなくても安定した家族関係が築かれているケースも多いと思われる。

しかし他方では、扶養児童を持つ片親女性の3分の1以上が同棲中という現状もある。

3 児童保護の体系

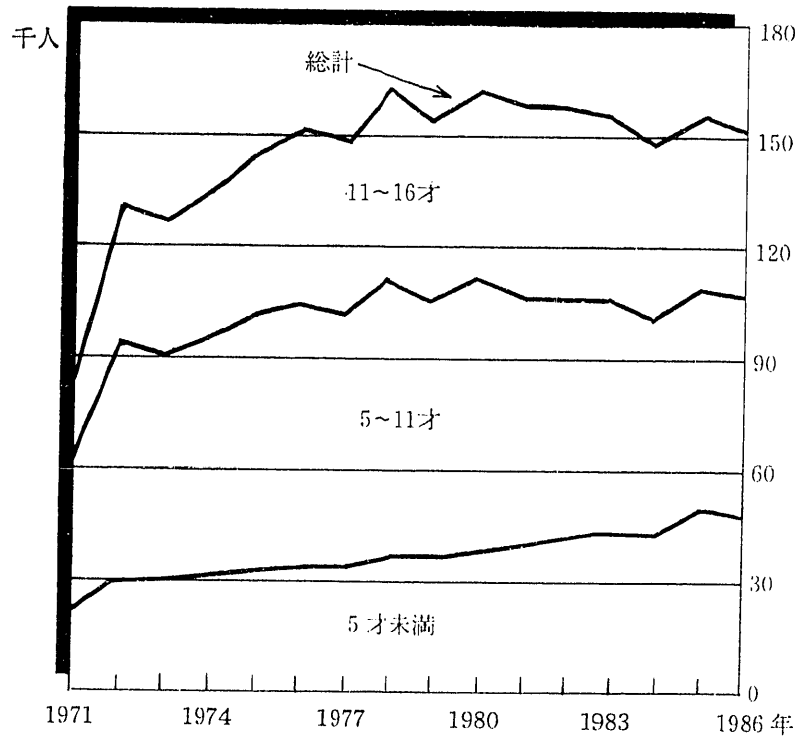
(1) 離婚と子供の保護

もともと西欧社会は大人中心の社会であるが、このように離婚が一般的になると、養育の場所としての家庭基盤は非常に不安定で脆くなってきているといわざるをえない。そこで次に、離婚や両親の不和に対し、子供の福祉はどう保護されているか、現行法の概要を紹介することとする⁵⁾。

まず、子供が18歳になるまでの間の親権(guardianship)については、父親と母親は平等の権利を有する（「1973年親権者法」制定以前は男親が当然の親権者と見なされていた）。しかし、子供の養育について争いがあるような場合

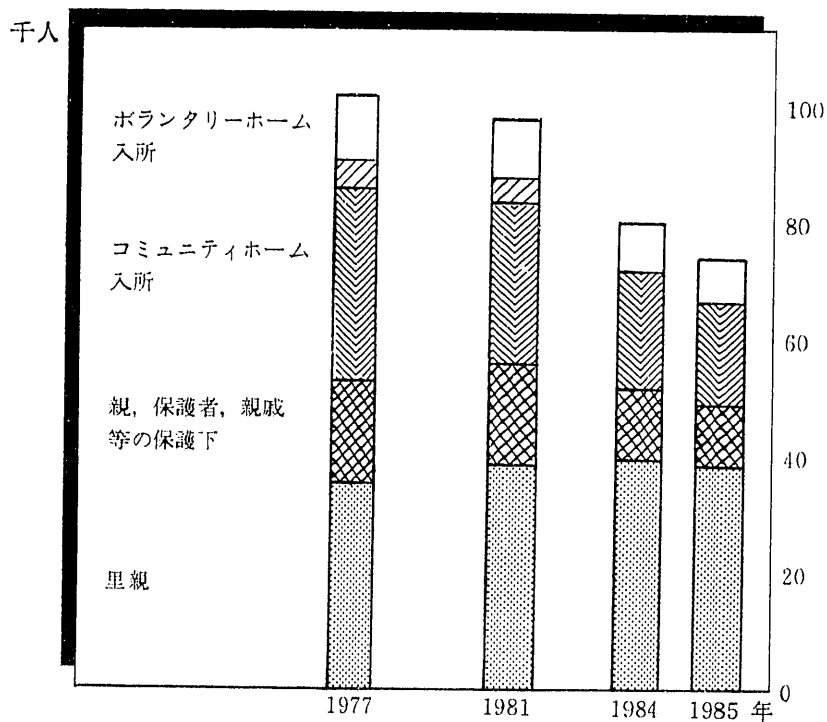
には、どちらも治安判事裁判所または州裁判所に申し立てることができる。子供をどちらか一方の親の下にのみ置くべしとの申立てが出てきたときには、裁判所は、当該子供の福祉に最大限の考慮を払いつつ、一方の親の保護下(custody)に置き、他方の親には通行権(right of access)を認めるとの命令を出す（この場合、養育者としては母親が望ましいとの先入観を持つことなく、子供の福祉を第一に考慮してどちらが親としてより相応しいかという観点(男女平等)から判断することとなっている。現実には、母親が不適當な場合、子供を遺棄した場合等を除き母親の保護下に置かれることが通常であり、時として男親との間にトラブルが発生する)。裁判所が保護命令を出す場合は、地方公共団体または保護観察士の報告を求めるが、どちらの親(または親族等)に任せるのも現実的でなく、または望ましくないと判断した場合には、

図1 離婚夫婦の16歳未満扶養児童(EW)



(出典) Office of Population Censuses and Surveys

図2 ケアの態様別児童数(EW)



(注1) 毎年3月31日現在
 (注2) 約半数は任意のケアである。
 (出典) DHSS

地方公共団体のケアの下に、または保護観察士若しくはソーシャルワーカーの監督の下に委ねることもある(なお、通行権については、84年の法改正により親はソーシャルワーカーの決定に不服を申し立てることができるようになった)。

(2) 被虐待児童の保護

児童の保護が問題になるいま一つの場面は、虐待、遺棄等の場合である。関係者が協議のうえ適切な措置がとられることもあるが(親戚の里親に預ける、任意で施設に入所する等)、このようなケースについても、裁判所は、子供の利益のため児童を強制的に地方公共団体の施設に入所させるなど、ケアまたはコントロールの命令を出すことがある(図2参照)(児童のケアまたはコントロールのための法律は複雑多岐

にわたるが、主要法は「1980年児童ケア法」に統合された)。

「ケアまたはコントロールが必要な場合」とは、具体的には、児童が、避けられるにもかかわらず適切な生育が妨げられ若しくは健康に支障が生じている、または虐待されている場合である(この他、両親または親権者のコントロールが及ばない等児童自身に問題がある場合もあるが、ここでは詳細は省略する)。裁判所が命令を出すのは、児童がこのような要件に該当し、かつ命令を出さない限りケアまたはコントロールを要すると判断したときに限られる。地方公共団体、警察官、全国児童虐待防止協会(NSP-CC)の職員のいずれが少年裁判所に申し出てもよいが、申出をすべき理由が見られる場合は、そうすることが児童の利益や公共の利益にとって望ましくないと認める時、または他者が手続

きをとっている時を除き、地方公共団体にはケア手続きをとる法的義務がある。

裁判所は、児童がケアまたはコントロールを必要とすると認めた場合に出す命令は次のようなものである。

- ・ケア命令 (care order, 地方公共団体のケアの下に置く。通常は養護施設等に入所させる)
- ・誓約 (recognisance, 親または親権者に対し、親権を適切に行使するよう誓約させる)
- ・監督命令 (supervision order, 地方公共団体または保護観察士が監督者になる。児童は従来どおり親もとに置かれ、在宅で監督を受ける。後述のジャスミン事件はこの監督命令下で発生したもの)

命令は地方公共団体によって6か月毎に見直されるとともに、地方公共団体、児童、親または親権者の申出に基づく裁判所の判断によりいつでも解除しうる。

4 児童虐待事件とその対策

児童保護については、このように制度的な担保は一応整っているが、かつては71年のマリア・コルウェル (Maria Colwell) 事件⁶⁾でその有効性が問われた。さらに近年またマスコミを騒がす事件が相次ぎ、加えて児童を対象とする性犯罪が表面化する等児童虐待問題が大きくクローズアップされている⁷⁾。児童に対する性犯罪等については、問題の大きさを憂慮した BBC 番組が86年10月に 無料相談電話 (Childline) を開設したところ、大きな反響を呼んだところである。

児童虐待の規模について公式の把握はされていないが、この分野では1884年設立の NSPCC

が全国の各地に特別チームを配置し、事件の予防、事後処理等に大きな役割を果たしている (登録されている児童は全国の約10%をカバーしている)。NSPCC への相談は近年年間約1万人に達し、さらに増加しているといわれているが、団体の推計では、イギリス全体で毎年150~200人の乳幼児が両親に虐待されたり遺棄され、その結果50~60人が死亡している。また、性的虐待に関連する相談も年間3000人位あり、その約8割は身内によるものといわれている。また、成人回答者の一割は児童の時期に性的虐待の経験を持っているという84年の MORI 調査はショッキングである。

裁判所や行政機関が子供を保護しようとするれば必然的に親の権利との衝突が起きてくるわけであるが、ある時はその不十分さが責められ、ある時は行き過ぎが非難されるなど、家庭問題に立ち入ることは大変難しい。ジャスミン事件とクリーブランド事件はまさにその困難さを象徴する典型的な事件といえよう。

(1) ジャスミン事件

ロンドンのブレント区のケアの下にあった女児ジャスミン (Jasmine Beckford, 当時4歳) が25歳の義父の暴行を受けた後84年7月5日に死亡した事件である。ジャスミンは生後8か月の時に暴行を受けて入院し、妹とともに7か月程里親のもとに出されたが、両親の意向で実家に戻った後さらに暴行を受け続け死に至ったものである。ジャスミンは被虐待児としてブレント区にリストアップされていたが、ケア命令を出した裁判所ができるだけ早く家庭に戻されることが望ましいという楽観的な副申書を付したこともあって、「監督命令」の下にあったにもかかわらず、両親のもとに戻された後は、社会福

社部局、教育部局等のフォローアップが十分行われず、特に担当のソーシャルワーカーとその上司は専ら義父と実母を指導しジャスミンの健康状態や安全性を十分確認していなかったといわれる。

事件の真相究明を行った公聴会は、死亡は予見されかつ防止しえたはずであるとし、担当ソーシャルワーカーの専門的訓練の不足、上司による監督不十分をはじめ、保健婦、保育所、家庭医、裁判所関係者等全てが職務怠慢であったとして叱責した（85年12月3日報告書⁸⁾）。報告書は、その副題（“A Child in Trust”）が示しているように、地方公共団体のケアの下にある児童に関しては、両親ではなく児童の利益をまず第一に考慮すべきであるとの原則を強調した（“A child in care is a child in trust.”）。さらに報告書は、現行の児童保護のシステムそのものを見直さない限り他の地域でも同様の事件が起こりうるとし、シーボーム改革後のソーシャルワーカー訓練における専門性の不足にも疑問を呈しつつ、ソーシャルワーカー養成期間の延長（2年から3年へ）、関係行政機関の連携強化等68項目の勧告を行った。担当のソーシャルワーカー等3名はその後ブレント区から解雇され、その後の裁判手続等によって復権したが自発的に職場を去る者が出るなど、事件は直接関係者の身分進退に影響を及ぼした。また、元来ソーシャルワーカーに対する世間一般の評価は決して高くないだけに、事件がソーシャルワーカーの専門職としてのイメージに与えたダメージも少なくなかった。

（2） クリーブランド事件

イギリス中部のクリーブランドでは、地方行政として児童に対する性的虐待問題にどう対処

していくかが85～6年にかけて議論となったことがあり、そのガイドラインづくり等にも着手されていた。87年1月、管轄を同じくする地区保健当局に一人の女医（小児科コンサルタント）が転任してきてからは、その診断結果に基づき裁判所にケアの手続きをとる社会福祉部局の担当ソーシャルワーカーとのチームプレーの下に児童の性的虐待ケースの認定件数が激増し、特に87年の5月頃からは診察のための入院児童数が一層多くなったため、女医の勤務する一般病院ではベッド数の不足が懸念されるほどであった（5月から6月にかけて200人以上の児童が診断の対象となった）。しかし、6月18日になって、我が子に対して性的虐待を行ったと認定された父親多数が当該女医の判断を不服とし、子供の強制入院・入所を不当として病院に押しかけたため、事件は国会でもとりあげられるに至った。

事態を重視した保健社会保障省（DHSS）は、早速7月9日に高等裁判所の裁判官を長とする委員会に調査を命じた。その調査報告書は88年6月6日に発表されたが⁹⁾、当該女医が熱心さの余り外形的な診断のみによって即断したこと、警察医がその診断に疑問を呈していたことを踏まえ社会福祉部局と警察部局との間でよく協議する機会があったにもかかわらず当事者やその上司の連携がとれていなかったこと、両親への説明、連絡が不十分であったこと、また、そもそも認定までの手続や基準が関係者の間で十分確立されていなかったこと等が指摘された。

（3） 児童虐待に対する政府等の対応

児童虐待事件のよって来たる発生原因は様々であり、ケースによって異なることは言うまでもない。しかしNSPCCのこれまでの活動経験

によれば、失業、借金、住宅事情等の外的要因もあるが、夫婦の不和、婚姻の破綻等の家族関係が大きな役割を果たしているといわれている。養子、連れ子等に対する義父の犯罪が多いことでもその一端がうかがわれる（被虐待児童で自分の生みの親と暮らしているのは3割程度ではない）。

今回の両事件で最も問われたのは、児童虐待事件の発生防止のためにソーシャルワーカーを中心とした現行の児童保護体制は果たして十分有効に機能しているのかという点である。ジャスミン事件ではソーシャルワーカー等による対応の不十分さが責められ、クリーブランド事件では逆に関係者の過剰反応が叱責され、ともに関係機関の連携の不十分さが指摘された。どちらも、社会福祉部局及びソーシャルワーカーの対応のまずさ、混迷ぶりを浮きぼりにしたと言っているであろう。

このため、DHSSは、かねて児童法の見直しに着手していたが、その作業をスピードアップするとともに、地方社会福祉部局に対しガイドラインを提示し指導を強化するための通知を出した。また、ソーシャルワーカーの全国団体であるBASWも、児童虐待に関するソーシャルワーク手法について基本的な考え方をとりまとめた。一連の対応策のうち主な事例をあげれば以下のとおりである。

- 84年4月 下院社会サービス特別委員会が勧告（児童保護法の全面的見直し）
- 84年7月 ジャスミン事件発生
- 85年4月 DHSSが通達（虐待歴のある児童については監視を頻繁に行い、安全の確認を行う、上司もレビューを行う）
- 85年7月 DHSSが諮問文書（Child Abuse

Inquiries, 児童虐待事件が発生した場合のフォローアップ調査の手続等）

- 85年10月 DHSS作業グループが報告書(Review of Child Care, 虐待等の恐れがある場合の地方公共団体のケア手続きを容易にするとともに、法廷ケア手続に対する親の関与の強化等)
- 85年10月 英国ソーシャルワーカー協会(BASW)がソーシャルワーカーの実践コードを発表(The Management of Child Abuse, 児童の利益を第1に、児童虐待の処遇に関する適切な訓練、虐待児童登録の管理等を行うコンサルタントを自治体毎に任用、登録ケースを削除する場合は関係者でケース会議を)
- 85年12月 ジャスミン事件報告書発表
- 85年12月 児童保護に関する議員立法の提案（地方公共団体のケアの下にある児童を家庭に戻す場合の治安判断裁判所の事前承認等、後に修正され、試験的な場合に関係者の相談で行うこととなる）
- 86年5月 DHSSがガイダンス案（Child Abuse-Working Together, 児童の利益を第1に、関係行政機関の連携の必要性等）
- 86年10月 DHSSが専門家訓練、電話相談等の事業に助成
- 87年1月 児童法案（白書）の発表（The Law on the Child Care and Family Services, HMSO）
- 87年4月 DHSSが専門家訓練等の事業に助

成（4プロジェクトを追加）
 オープンユニバーシティでの入門
 講座（2年コース）の開設
 医師向けビデオの作成
 関係機関連携のための訓練教材開
 発NSPCCによる訓練コースの開
 設

87年6月 クリーブランド事件発生

88年6月 クリーブランド事件報告書発表

（4）発表された児童法改正案

さらに、88年11月24日にはこれら一連の対応策の仕上げともいべき児童法改正案¹⁰が発表され、国会に提案された。児童の保護や親権等家族に係る私人間の争い、地方公共団体のケア手続きや監督命令等の公的な面での争いに関しては、現在7つの主な法律にまたがっていて、規定が断片的で重複し曖昧な部分も少なくないところから、関係法規の統合を図ろうとするものである（児童法の総合化を目指しているので、デイケア関係の規定も全て取り込んでいる）。検討の着手は84年4月の下院社会サービス特別委員会の勧告に遡るが、検討作業は決して順調に進んでいたとはいえ、ジャスミン事件とクリーブランド事件で一気に加速された感がある。現に、国会での提案理由説明では、法案の趣旨について、児童を危害から保護することと親が適切な対抗措置をとることとのバランスをとる必要があること、また、クリーブランド事件のために児童虐待に対する懸念の表明が抑制されることになってはならないこと等、これらの事件を教訓として改正案が検討されたことが強調された。法案は今国会で本格的に審議されるが、そのポイントは、概要次のとおりである（なお、児童法案が提出された同じ日に児童虐待を

担当するソーシャルワーカーに対するガイドラインがDHSSから発表されたが、その紹介はここでは割愛したい¹¹）。

1) 緊急保護命令の導入

現行法上は、地方公共団体等に28日の間児童を安全な場所に保護する place of order 安全措が認められているが、これに代わり8日間の緊急保護命令を導入する。その発動は、直ちに保護しなければ児童の健康または福祉に危害がありうべしと信じるに足りる合理的な理由がある場合にのみ行う。地方社会福祉部局は、8日間のうちに必要な調査を行い、ケア手続きをとるかどうかなどを決めることとなる。この期間を経過した後はケア命令が出ないかぎり児童は親もとに戻さなければならないが、特別の事情がある時は1週間に限って延長が可能である。

2) 親の権利の強化

緊急保護命令が出される際は、親はその旨通知されるとともに、通常子供への通行権が認められる。その延長に対して親は不服を申し立てることができる。また、警察は、現行法どおり治安判事に申し立てることなく児童を留置できるが、72時間という期限が付されるとともに、裁判所に対する延長申請（最長8日）に関して親は通知を受けるなど、節目節目で情報提供等が担保される。

3) 地方社会福祉部局の調査義務の強化

現行法上地方社会福祉部局は、ケア手続きをとるべき理由があることを示唆する情報を得たとき、当該ケースを調査する義務があるが、児童が現に危害を被っているか、あるいはそのような懸念を持った場合は全てのケースを調査すべしという、より積極的な義務を負う。

4) 家庭事件処理の一元化へ向けて

複雑なケースを治安判事から州裁判所及び高

等裁判所に移すことを可能とする。家庭事件処理については、管轄の重複、裁判官の専門性等の観点から一元的な家庭裁判所を設置すべしとの有力な議論があるが、財政負担等を理由に政府は終始一貫消極的であった。今度の改正により、一元化に一步近づいたといえよう。

注

- 1) 拙稿「サッチャー政権下の社会保障の動向」
「週刊社会保障」(87年11月2日～88年1月18日)
を参照されたい。
 - 2) Social Trends 17, 1987 Edition, HMSO, 1987.
 - 3) Social Trends 18, 1988 Edition, HMSO, 1988.
 - 4) Social and Community Planning Research,
British Social Attitudes Survey, 1986.
 - 5) T. Byrne & C. F. Padfield, Social Services,
Made Simple, 1985. の第8章 (Children and Young
Persons) を参考にした。
 - 6) 英国の代表的な児童虐待事件。ブライトンに住
む7歳のマリアが養子先から戻った後義父に殴打
され死亡した事件。マリアはケア命令の下にあり、
かつ隣人から度々通報があったにもかかわらず、
社会福祉部局等の管理体制の不十分さのため彼女
の死を防げなかった。
 - 7) 最近の主な児童虐待事件の例をあげれば次のと
おりである。
- Gemma Hartwell 事件 (85年3月, バーミンガム
ソーシャルワーカーから試験的に家庭に戻さ
れた22か月の女兒が杖で打たれ, 16日後に父
親(30歳)に窒息死させられ林に埋められた。
Charlene Salt 事件 (84年11月)
3歳の女兒を父親(26歳)が殴打し殺害した。
Heidi Koseda 事件 (84年12月, ロンドン)
(母親の内縁の夫(26歳)が3歳の女兒を明か
りのないベッドルームに監禁し, 餓死させ
た。この時は, NSPCC の巡回職員(後に解
雇)が隣人の警告を軽んじ事実を確認しない
で虚偽の報告を行ったために救助が手遅れと
なった。
- Tyra Henry 事件 (84年9月, ロンドン)
ランベス区のケアの下にあった21か月の女兒
が黒人の父親に殺害された。裁判所は担当の
ソーシャルワーカー(白人)は責任はないと
したが, 黒人が力を持つ区議会がソーシャル
ワーカーを解雇すべしとの報告書をまとめた
ため労働争議に発展(85年7月)
- 8) Report of the Panel of Inquiry into the circum-
stances surrounding the death of Jasmine
Beckford, A Child in Trust, London Borough of
Brent, 1985.
 - 9) Report of the Inquiry into Child Abuse in Cle-
veland 1987. Cm. 413, HMSO, 1988.
 - 10) Children Bill, 23rd Nov. 1988.
 - 11) Children: A Guide for Social Workers under-
taking a Comprehensive Assessment, HMSO 1988.
(いのうえ つねお)